

個別機能訓練加算（Ⅰ）・（Ⅱ）共通点

居宅への訪問	<p>①機能訓練指導員等が利用者宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況等を確認し、多種共同で個別機能訓練計画を作成し実施</p> <p>②3か月毎に1回以上、利用者宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に個別機能訓練計画の内容（評価を含む）や進捗状況等を説明し記録すると共に訓練内容の見直し等を実施</p>
個別機能訓練計画	<p>機能訓練指導員等が共同して、利用者毎にその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し評価等を実施</p> <p>※個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載を以て個別機能訓練計画の作成に代えることが可能</p>

個別機能訓練加算（Ⅰ）と（Ⅱ）の違い

	個別機能訓練加算（Ⅰ）	個別機能訓練加算（Ⅱ）
単位	4 6 単位（1日につき）	5 6 単位（1日につき）
機能訓練指導員の配置	常勤専従 サービス提供時間帯を通じて勤務し、機能訓練指導員のみに従事する者が1名以上必要	専従 機能訓練を実施する時間帯に勤務し、機能訓練指導員のみに従事する者が1名以上必要
目的（※）	座る・立つ・歩く等の『身体機能』の維持・向上	<p>①身体機能だけでなく精神の働きも含む「心身機能」</p> <p>②ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」</p> <p>③家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」</p> 等の『生活機能』の維持・向上
訓練内容の選定	複数の種類の機能訓練項目を準備し、項目の選択にあたっては機能訓練指導員等が利用者の選択を援助	実際的な行動そのものや、それを模した行動を反復して行うことにより、段階的に目標の行動ができるように内容を定める
実施範囲	グループに分かれて実施 (人数に関する規定なし)	5人程度以下の小集団 (個別対応含む)
実施者	機能訓練指導員の管理の下、その他別の従業者と共同して実施することも可	機能訓練指導員が直接実施
実施環境	規定は特になし	浴室環境、調理設備・備品等を備え実践的な環境での実施
実施回数	規定なし	概ね週1回以上

※ 個別機能訓練加算の目的

加算（Ⅰ） 『身体機能』の維持・向上

【目標例】

「安全に椅子からの立ち座りができる」「自力で床から立ち上がる」「杖を使って5m歩行する」「車椅子で自走する」「自分で靴が履ける」等の単純なひとつの行為を達成するもの

加算（Ⅱ） 『生活機能』の維持・向上

【目標例】

「週に1回、囲碁教室に行く（*）」「自宅の風呂に一人で入る」「商店街に買い物に行く」「孫とメールの交換をする」等、複数の行為が組み合わさった活動を達成するもの

*「週に1回、囲碁教室に行く」⇒【着替える】 【靴を履く】 【教室まで歩く】

【他者とコミュニケーションをとる】

【囲碁のルールを理解する】

といった複数の行為が組み合わさった活動

◎ 個別機能訓練加算（Ⅱ）の算定に係る留意事項

- ①生活機能訓練の目標達成に必要な範囲内で身体機能訓練（柔軟体操、歩行訓練等）を実施することは可能だが、生活機能訓練があくまでも「主」であることが必要
- ②利用者毎の目標や心身の状況に応じた個別機能訓練計画に基づき実施するものであることから、利用者全員に対して一律に個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定することは不相当
- ③概ね週1回以上実施することを目安とするため、例えば、地域密着型通所介護サービス自体の利用が月2回の利用者について、個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定することは不相当
- ④利用者宅への訪問は、利用者宅への送迎時に、職員が利用者宅に残った上で、生活状況を確認することでも可能であるが、必ずその確認内容について記録すると共に、訓練内容の見直しに反映させることが必要（個別機能訓練加算（Ⅰ）も同様）

◎ 個別機能訓練加算（Ⅰ）（Ⅱ）の同時算定に係る留意事項

- ①個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している者でも、別途個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る訓練を実施した場合は、同一日に個別機能訓練加算（Ⅱ）の算定は可能
- ②但し、個別機能訓練加算（Ⅰ）に係る常勤専従の機能訓練指導員は、個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練指導員としての従事は不可であり、別に機能訓練指導員の配置が必要
- ③個別機能訓練加算（Ⅰ）と（Ⅱ）では、それぞれの加算の目的・趣旨が異なることから、それぞれの個別機能訓練計画に基づいた適切な訓練を実施することが必要であり、1回の訓練で両加算の算定は不可